

青少年健全育成条例の一部改正（案）について

青 少 年 課

■ 「青少年インターネット環境整備法」改正に伴う条例改正

《法改正の趣旨》

スマートフォン等の急速な普及により、無線 LAN 経由のインターネット利用が拡大したことから、インターネットの安全な利用のためにフィルタリングの一層の普及を図る。

1 条例から削除（法で義務化されたので、条例で規定していたものを削除）

携帯電話販売事業者に対する

- ① インターネットの危険性、フィルタリング等の説明義務
- ② 無線 LAN 対応のフィルタリングに関する説明義務
- ③ 無線 LAN 対応のフィルタリングの導入支援に対する努力義務

2 条例で規定を追加（法の新たな規定の実効性を高めるための規定）

法で新たに規定された「無線 LAN 対応のフィルタリング有効化措置」の義務について、有効化しない場合、保護者からの書面提出を義務化する。

- ※ 法では、口頭の申出でも解除可能であるが、安易な申出を防ぐため、従前から条例で規定している携帯電話回線のフィルタリングと同様、書面提出を求める。
- ※ 書面提出については、電磁的方法による提出も認める。

3 条項ずれ、文言の定義変更による修正

- ・義務が求められる事業者の範囲を明確化（大手携帯電話事業者の他、格安スマホ事業者や契約代理店に適用）

■ 「住宅宿泊事業法（民泊法）」の制定に伴う条例改正

【現行条例の規定】

旅館業を営む者は、保護者の同伴がなく、行動に不審な青少年が宿泊した場合は、速やかに警察に届け出るよう努めなければならない。

→ 旅館業の他に、住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業を営む者を追加

■ 今後のスケジュール

- ・平成 30 年 2 月議会に議案提出予定。
- ・条例施行日は、各関係法の施行日とする。